

## 第6号議案資料

令和8年2月2日

総務部

### 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教育庁処務規則（昭和45年東京都教育委員会規則第34号）の一部を以下のとおり改正する。

#### 1 改正理由

企画部の設置、広報統計課の組織再編及び専門課長の設置に伴い、所要の規定整備を行う。

#### 2 改正内容

- (1) 総務部教育政策課、総務部教育計理課、総務部デジタル推進課及び総務部広報統計課を廃止する。
- (2) 企画部、企画部教育政策課、企画部教育計理課及び企画部デジタル推進課を新設する。
- (3) 部に専門課長を置く旨規定する。
- (4) 専門課長は、部長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する旨規定する。
- (5) 総務部総務課の分掌事務を改正するとともに、企画部教育政策課、企画部教育計理課及び企画部デジタル推進課の分掌事務を規定する。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

第6号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について、公布する。

令和八年二月二日

東京都教育局処務規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年三月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則  
東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次  
のように改正する。

第二条の表総務部の部教育政策課の項、教育計理課の項、デジタル推進課の項及び広  
報統計課の項を削り、同部の次に次のように加える。

企画部

教育政策課

教育計理課

デジタル推進課

第三条第四項中「担当課長」の下に「及び専門課長」を加える。

第四条中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第  
五項の次に次の一項を加える。

6 専門課長は、部長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

第五条の表総務部の部教育政策課の項及び教育計理課の項を削り、同部総務課の項中  
第十七号を第二十号とし、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 教育の広報及び広聴に関すること。

十九 教育行政資料及び教育に関する広報資料の収集整理に関すること。

第五条の表総務部の部総務課の項中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に関すること。  
第五条の表総務部の部デジタル推進課の項及び広報統計課の項を削り、同部の次に次のように加える。

#### 企画部

##### 教育政策課

- 一 教育行政の基本的な政策の策定に関すること。
- 二 重要施策の総合調整に関すること。
- 三 教育委員会の会議に関すること。
- 四 教育委員会への請願に関すること。
- 五 事務事業の管理改善に関すること。
- 六 事務事業の行政評価に関すること。
- 七 教育庁の所管に係る政策連携団体の調整に関すること。

八 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関すること。

九 教育行政に関する調査及び統計に関すること。

十 教育行政資料及び教育情報の収集整理に関すること（総務部に属するものを除く。）。

十一 部内他課に属さないこと。

#### 教育計理課

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 事務事業の進行管理に関すること。

三 重要施策の予算に係る総合調整に関すること（教育政策課に属するものを除く。）。

#### デジタル推進課

一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

要がある。  
企画部の設置、広報統計課の組織再編及び専門課長の設置に伴い、規定を整備する必

東京都教育厅処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）

新旧对照表（抄）

を置く。

5から11まで (現行のとおり)

第三条の二 (現行のとおり)

(職員の職責)

第四条 (現行のとおり)

2から5まで (現行のとおり)

6 専門課長は、部長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

7から14まで (現行のとおり)

(各部、課等の分掌事務)

第五条 (現行のとおり)

総務部

(削る)

5から11まで (略)

第三条の二 (略)

(職員の職責)

第四条 (略)

2から5まで (略)

(新設)

6から13まで (略)

(各部、課等の分掌事務)

第五条 (略)

総務部

教育政策課

一 教育行政の基本的な政策の策定に関すること。

二 重要施策の総合調整に関すること。

三 教育委員会の会議に関すること。

四 教育委員会への請願に関すること。

五 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に関すること。

六 事務事業の管理改善に関すること。

七 事務事業の行政評価に関すること。

八 教育庁の所管に係る政策連携団体の調整に関すること。

九 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関すること。

(削る)

#### 教育計理課

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 事務事業の進行管理に関すること。
- 三 重要施策の予算に係る総合調整に関すること (教育政策課に属するものを除く。)。

#### 総務課

一 (現行のとおり)

二 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に  
関すること。

三 から十七まで (現行のとおり)

十八 教育の広報及び広聴に関すること。

十九 教育行政資料及び教育に関する広報資料の収集整理に  
関すること。

二十 (現行のとおり)

(削る)

#### 契約管財課

(現行のとおり)

(削る)

#### デジタル推進課

- 一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

#### 契約管財課

(略)

#### 広報統計課

- 一 教育行政に関する調査及び統計に関すること。
- 二 教育の広報及び広聴に関すること。

- 三 教育行政資料、教育に関する広報資料及び教育情報の収  
集整理に関すること。

#### 法務監察課

(現行のとおり)

#### 法務監察課

(略)

企画部

教育政策課

(新設)  
(新設)

- 一 教育行政の基本的な政策の策定に関すること。
- 二 重要施策の総合調整に関すること。
- 三 教育委員会の会議に関すること。
- 四 教育委員会への請願に関すること。
- 五 事務事業の管理改善に関すること。
- 六 事務事業の行政評価に関すること。
- 七 教育庁の所管に係る政策連携団体の調整に関すること。
- 八 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関すること。
- 九 教育行政に関する調査及び統計に関すること。
- 十 教育行政資料及び教育情報の収集整理に関すること（総務部に属するものを除く。）。
- 十一 部内他課に属さないこと。

教育計理課

(新設)

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 事務事業の進行管理に関すること。
- 三 重要施策の予算に係る総合調整に関すること（教育政策課に属するものを除く。）。

デジタル推進課

- 一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

都立学校教育部から福利厚生部まで（現行のとおり）

都立学校教育部から福利厚生部まで（略）

第六条から第八条まで  
(現行のとおり)

第六条から第八条まで  
(略)